

指定難病医療費助成制度 「軽症者特例」のご案内

指定難病にかかっていると認められる方で、国が定める重症度を満たさない場合でも、次の認定要件を満たせば「軽症者特例」として、特定医療費（指定難病）の助成を受けることができます。

認定要件

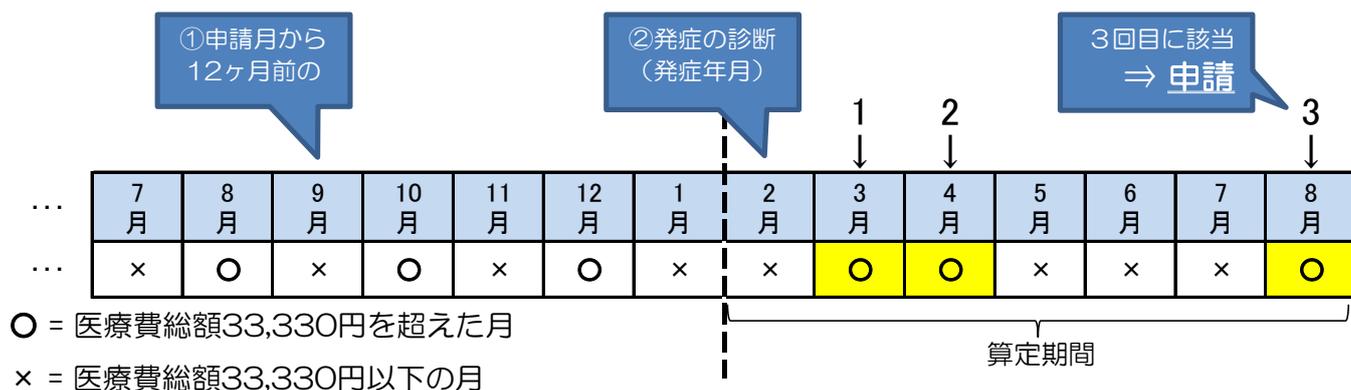
次のうちいずれか短い期間内に、指定難病に係る医療費総額[※]33,330円を超える月が3回以上あること。

- ① 申請月から12ヶ月前の月まで
- ② 申請月から発症の診断(発症年月)まで

※ 医療費総額とは、患者さんの自己負担額ではなく、医療保険分も含めた10割分の金額です。
指定難病に係る医療機関での診療のほか、調剤や訪問看護利用分等も含まれます。

【例】2月に発症の診断を受け、8月に軽症者特例の申請をする場合・・・

⇒ 申請月から「②発症の診断(発症年月)」までの期間の方が短いため、2月～8月までの期間で、医療費総額33,330円を超えた月が3回以上あることが必要。



申請に必要な書類

- ・ 特定医療費(指定難病)支給認定申請書
自己負担上限額の特例の「軽症者特例(軽症高額該当)」欄に☑チェック。
- ・ 医療費申告書(又は自己負担上限額管理表の写し)
医療費申告書を提出する場合、かかった医療費が確認できる領収書等の写しを添付してください。

申請の受付窓口

最寄りの地域振興局健康福祉(環境)部(保健所)で申請をしてください。

申請方法などでご不明な点があれば、お問い合わせください。